

大阪広域水道企業団職員の扶養手当に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成24年2月24日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第2号

大阪広域水道企業団職員の扶養手当に関する規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団職員の扶養手当に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(届出)</p> <p>第2条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合には、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を企業長が定めるところにより企業長に届け出なければならない。</p> <p>(1) - (4) (略)</p> <p>(支給の始期及び終期)</p> <p>第4条 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に第2条第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の1日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を支給されている職員の扶養親族で同条の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の1日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後には、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の1日であるときは、その</p>	<p>(届出)</p> <p>第2条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合には、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないとき及び扶養親族でない配偶者がいるときは、その旨を含む。）を企業長が定めるところにより企業長に届け出なければならない。</p> <p>(1) - (4) (略)</p> <p>(支給の始期及び終期)</p> <p>第4条 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に第2条第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の1日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を支給されている職員の扶養親族で同条の規定による届出に係るものすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の1日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後には、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の1日であるときは、その</p>

